

1991 年 8 月



The Britannia Steam Ship
Insurance Association Limited

タンカー船主メンバー各位

1990年カリフォルニア州油濁防止・対応法 (California Oil Spill Prevention & Response Act 1990)

本件に関する 1991 年 6 月のサーキュラー発行後、国際 P&I グループの代表は、1992 年 1 月 1 日に発効する本法令とその最終施行規則の働きを明らかにするため、カリフォルニア州油濁対応行政当局と会合をもった。知り得たところは次のとおりである。

賠償資力の証明

1992 年 1 月 1 日より、カリフォルニア州は独自の賠償資力証明書の発行を予定している。この証明書は次の方法で入手できる。

1. 保険証書の提出(Insurance Certificate)
2. 保証書(Surety Bond)の提出
3. 保証(Guarantee)
4. 自家保険(Self Insurance)
5. 信用状(Letter of Credit)
6. その他の賠償資力の証拠

「その他の賠償資力の証拠」(上記第 6 項)には、国際 P&I グループを構成するクラブの何れかに 5 億ドル以上の油濁担保付きの条件で加入していることの証拠が含まれることを行政当局は確認した。

当 P&I クラブへの加入を証明するものは、上記第 1 項でいう「保険証書」ではなく、またそのような証明を提出したからといって、それが当クラブがカリフォルニア州法廷の司法管轄に従うことを認めたことにはならない。

1992 年 1 月 1 日迄にカリフォルニア州の発行する証明書を入手するには、1991 年 9 月 15 日までに申請手続きを行う必要がある。

(裏面へ)

この証明書の申請書類は、下記当局より入手できる。

Department of Fish and Game
Office of Oil Spill Prevention and Response
PO Box 944209
Sacramento, CA 94244-2090
Attn.: Financial Responsibility Unit

不測事態対応計画

本法令が予定どおり発効するには、永続的本船側不測事態対応計画のための最終規則が1991年12月31日迄に準備される必要がある。永続的な不測事態対応計画は1992年半ば頃には提出を迫られそうであり、それまでは暫定的不測事態対応計画が必要となる。

暫定的不測事態対応計画は、本船がカリフォルニア州水域に入る3日前には提出されていなければならない。この不測事態対応計画では二つの要件を満たしていなければならない。第一に、適切な陸上当局と清掃業者への通報システムを含む本船上での油濁発生時の緊急対応策の策定であり、第二に、想定し得る最悪の油濁事故を処理するために陸上で妥当な契約を手配済みであることを示す証拠の提示である。

この第二の要件は、船主自身が前もって清掃業者と契約を締結するか、関連するターミナルか瀬取りタンカーと清掃作業のための契約を締結するかの何れかによって満たされる。ターミナルおよび瀬取り業者は(本来)油濁清掃作業に関して独自の計画を持ち、そのための契約を手配しておかなければならないので、船主各位には(清掃業者と直接契約するよりも)これらターミナルや瀬取り業者と契約を締結することを最も実際的な手段としてお勧めする。

従って、船主各位は、用船者およびターミナルと連絡を取り、必要な契約をしかるべく締結しておかれるよう勧告申し上げます。

ターミナルまたは瀬取り業者との契約締結においては、契約書中に補償、免責、権利放棄に関する如何なる規定も設けず、メンバーの義務はただその指示によって生じた適正な清掃費を支払う義務にのみ留めるべきである。なお、このような契約の受容できるものか否かにつきいささかでも疑念があるならば当クラブへご相談いただきたい。

以上

本サーキュラーは国際グループを構成する諸クラブより発行される。